≪月刊『タックスニュース』5月号≫第42回 ~マイナンバー制度導入スケジュール・注意事項について~

今回は、平成 27 年 10 月 5 日に開始されるマイナンバー制度の導入スケジュール、注意事項について触れたいと思います。マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有するすべての人に通知される 12 桁の番号のことです。利用範囲は社会保障・税・災害対策の 3 つに限られており、それ以外の利用は禁止されています。

【マイナンバー制度導入のスケジュール】

主な提出書類	提出先	マイナンバー記載時期
源泉徴収票等の法定調書	税務署	平成 28 年 1 月以降の入退社
		※平成 28 年年末調整より
支払報告書	市区町村	平成 28 年分より
雇用保険被保険者	ハローワーク	平成 28 年 1 月提出分より
資格取得/喪失届		
健康保険・厚生年金保険	健康保険組合·	平成 29 年 1 月提出分より
資格取得/喪失届	日本年金機構	※国民健康保険組合については、平成28年1月から
健康保険被扶養者(異動)届		マイナンバーを記載する

【マイナンバー制度導入までに行うこと】

- ① 対応業務の洗い出し
 - ・マイナンバー記載の必要な書類の確認

給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金・雇用保険関係書類

・マイナンバー収集対象者のピックアップ

従業員(役員・パート・アルバイト含む)とその扶養家族、講師謝礼や出演料などの報酬支払先、

不動産使用料の支払先、配当等の支払先

② 社内規程の見直し

業務マニュアル、チェックリスト等にマイナンバーの取扱いを加える。

③ 安全管理措置

マイナンバーを扱う人は特定し、書類は鍵のかかる場所で厳重に保管を行う。マインバーの収集・保管の履歴を残す。 I T環境のセキュリティの強化(最新のウィルスソフト導入、アクセス制限) など。

④ 社員研修・勉強会の実施

収集スケジュール・利用目的の提示、通知カードの適切な管理を伝える。

【マイナンバーを扱う上での注意事項】

① 保管期限

雇用保険関係4年、健康保険関係2年、税金関係7年。これを過ぎると廃棄・削除が必要。

② マイナンバー取得時の本人確認手続き

本人からマイナンバーを提供してもらう際には、通知カード+写真付き身分証明書の確認が必要。

③ 第三者への情報提供 本人の同意があっても原則禁止。必ず本人から伝えなければならない。

(文責 丸山 博子)